

令和 7 年 2 月 27 日

第 2 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室 2
2. 開会日時 令和7年2月27日(木) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員6名) 高橋委員 谷本委員
森田委員 和田委員 森光委員
坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 宮田委員
(推進委員2名) 三本委員 谷脇委員
5. 出席職員 (事務局3名) 梅原局長 坂本次長 北村主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 地域計画(案)について
8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第2回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は3番 宮田委員、4番 三本委員、12番 谷脇委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は5番 谷本委員、6番 森田委員、よろしくお願いいたします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 番号2についてですが、元々倉庫が建っておりました。委員が現地を確認した際には確かにあったという事でした。後日、事務局の方で現地を確認したところ、無くなっていたという経緯があり、始末書が出ています。
議長	古谷会長 関係委員の意見をお願いします。
意見	14番 大野委員 番号1は問題ありません。石が流れてきて、山か畑かもわからない状態になっています。

審 議	1 番 津野委員 番号2ですが、始末書の通り許可なく物置を壊しているのは確かです。家を建てた時に道を広げたかったようです。
	2 番 高橋委員 今までにも申請後、許可までの間に取り壊していた事例があったので、現地確認の際に建物の取り壊し等しないように伝えるようにした方がよいのではないのでしょうか。
	坂本次長 事務局の方でも、今まで申請があった際口頭でお伝えはしていましたが、説明書を渡すようにします。
	1 4 番 大野委員 番号3ですが、完全に山林になっています。道もなく、入ることもできない、遠くから見ると見えないような場所であり、問題ありません。
	1 5 番 武田委員 番号4ですが、以前皆で現地確認に行った場所です。竹藪になっており、問題ないと思います。
採 決	1 1 番 堅田委員 この間現地を見ましたが、問題ないという意見に同意です。
	2 番 高橋委員 番号4に関しまして、5条許可を条件とした売買、条件付き所有権移転仮登記がされています。この土地を非農地とするという事は購入者の権利を迫害するものになるので、購入者から承諾書をつけていただいています。
	古谷会長 委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
議 長	農業委員（異議なし）多数。
	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願について は、証

議 長	明書を交付することに決定します。 古谷会長 続きまして、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について 番号１および番号２を議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号１について、譲受人は茗荷を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間３００日、父と母が年間２００日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。申請地のハウスは譲受人が建てたものであり、取得後も引き続き茗荷を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号２について、申請地は耕作放棄地で、何度もお願いしてようやく年に１度草刈りをしてくれるそうですが、耕作できる状態ではなく、このままでは端が崩れてしまうそうです。譲受人は隣で耕作しており、ユンボも所有しているので、譲渡人が農地をいらないとのことなので農地を譲り受け、申請地をユンボでならして、畑に戻して耕作するとのことです。譲受人はオクラを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間２００日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後はオクラを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第３条第２項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	古谷会長 関係委員のご意見ををお願いします。
意 見	５番 谷本委員 番号１について、ハウスが建っており、譲渡人が買ってほしいという事で購入することになったようです。問題ありません。

	9 番 森光委員 番号2についても、譲受人に会って話を聞いてみましたが、作りにくいところではあるものの何とかしてみるという事であり、問題ありません。
審 議	古谷会長 何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1 および番号2 について許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 去年、農業振興地域農用地からの除外の申請で現地確認したところで、令和7年1月23日付除外となっています。 まず、農地の区分については、その他の農地としての第2種農地と判断され、転用が第3種農地に立地は困難と認められる場合等には許可である農地です。 申請地目は登記、現況とも田です。 目的は納骨堂を建築するもので、現墓地は山の高所にあり、道も狭く危険で不便であるため、安全な申請地に移転をするものでやむを得ないと考えます。 次に、資力及び信用についてですが、建築費のみで計〇〇円。全額自己資金で賄う計画です。預貯金の状況から問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から令和7年5月末日となっており、確実性には問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等については、墓地等経営許可を申請中で、転用許可が下り次第許可見込みとなっています。その他必要な許可等はありません。

	計画面積の妥当性について、転用面積 15.75 m²は、納骨堂図面と納骨堂予定地の図面から必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、盛土、切土はありません。公道などの切り下げ等はありません。 排水計画は、自然浸透とし、進入計画については、西側の農道を通り、本筆の北側から徒歩で進入します。 周辺農地への影響については、申請地の南は農道に面し、その他の周囲は自己所有地となっており問題ないと判断します。
審 議	古谷会長 何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について は、農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 番号1について、農地の区分については、その他の農地としての第2種農地と判断され、転用が第3種農地に立地は困難と認められる場合等には許可である農地です。申請地目は登記、現況地目とも畑です。 目的は宅地を造成し個人住宅を建築するもので、現在実家（両親の以前の家）で、妻、子ども2人と暮らしているが、山が迫り日当たりが悪く、建物は老朽化しているうえ敷地ともども狭いため手狭となり、自然環境、通勤、通学、大型店舗へも近いなどの利便性を考慮していくと、現在両親が住む実家の近所でもある申請地に自己住宅を建築することは

	やむを得ないものと認められます。 次に、資力及び信用ですが、設計費を含む建築費〇〇円、その他工事費〇〇円、その他費用〇〇円の計〇〇円を、自己資金〇〇円、融資〇〇円により賄う計画であり、預貯金残高とあわせ、J Aの融資見込み証明書も出ており資力には問題ないものと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が、許可日から5か月となっており、確実性には特に問題はないと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、南側の道路側溝への放流については許可不要を須崎市環境未来課に確認済み。法定外公共物の専用についても許可済み、開発許可は不要、道路の工事、占用ともに許可不要を須崎市建設課で確認済み。その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性については、転転用面積499㎡は 平面図・配置図、事業計画書より必要な面積と判断します。 造成計画については、切土はせず、盛土を10cm行い整地し碎石敷きとし、庭は芝生、ガーデニングスペースおよび花壇は土、駐車スペースはコンクリート敷きとします。 排水計画は、生活排水は合併処理浄化槽を介し南側の水路へ放流し、雨水は芝生、土部分は自然浸透、その他は集水桝から南側水路へ放流します。 進入計画については、南側の道路から直接進入します。 なお、周辺農地への影響については、申請地の北側、東側は貸人所有地、南側、西側の道路挟んでの隣接地からは同意書が提出されており問題ないと判断します。 番号2について、農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分については、第1種から第3種農地のいずれの要件にも当てはまらない農地として第2種農地と判断されます。ここも去年農振地除外申請で現地確認したところです。 目的は、駐車場の建設で、現在、借りて駐車場として利用している土地を返還し、申請地を買い上げて自前の駐車場を整備するものです。整備後は親族と本人が経営する会社に貸付ける予定のため、同地に駐車場を整備するのは理にかなっておりやむを得ないものと認められます。が、すでに埋め上げられて、駐車場として使用されています。これについては始末書が出されています。 次に、資力及び信用については、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円の計〇〇円を自己資金で賄う計画であり、預金残高から問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から令和7年5月末となっており、確実性には特に問題はないと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、開発許可は不要です。道路工事許可須崎市建設課にて不要を確認しています。同、占有許可は現在建設課と協議中で許可見込みとなっています。放流先の河川の同意も建設課で浮揚を確認。その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性については、利用計画図の通り、バン（ウィングトラック13t）、
--	--

議 意	長	キャブオーバー（ユニッククレーン付きトラック 10 t）、粉粒運搬車（セメント運搬車）、10 t ダンプなどの駐車車両の規模、台数から必要な面積と判断します。 周辺農地に係る営農条件への支障の有無については、土地造成は切土盛土はせず、高低差の調整をして砂利敷きとし、自然浸透と傾斜による河川への排水とします。 進入計画は南側市道より行います。 周辺農地への影響は、西側は雑種地、南側は市道、東側は雑種地であり北側は河川を挟んで田がありますが、同意書が出されており問題ないと判断します。
	見	11番 堅田委員 番号1は、以前除外で現地確認に行った土地です。問題ありません。番号2も、同様に現地確認に行った土地です。 古谷会長 番号2については土を入れており、始末書が出ているということですが。 14番 大野委員 始末書があれば許可になる、というのはどうかと思います。 古谷会長 もちろん、本来許可にならないような土地であれば原状復帰の指導をしなくてはいけな いかと思います。
	審 議	古谷会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
	採 決	農業委員（異議なし）多数。
	議 長	古谷会長 特にご異議がないようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について は、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。

議 長	古谷会長 続きまして、議案第 5 号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【整理番号 R 6 - 1 3 から R 6 - 1 6 について別冊をもとに朗読】
補足説明	北村主幹 補足説明をします。 整理番号 R 6 - 1 3 について、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は 3 人、内 1 人が専従者となっております。整理番号 R 6 - 1 4 は、借受人の主たる経営作物は水稻およびきゅうりで、構成員は 5 人、内 2 人が専従者となっております。整理番号 R 6 - 1 5 について、借受人の主たる経営作物はししとうで、構成員は 2 人、内 2 人が専従者となっております。整理番号 R 6 - 1 6 について、借受人の主たる経営作物はにらで、構成員は 2 人、内 1 人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改正により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると思います。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると思います。 以上により、今回の申請について、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると思います。
議 長	古谷会長 皆さんから何かご意見、ご質問があればお願いします。
意 見	1 3 番 坂本委員 中間管理機構に行かないといけなくなるのですよね。いつからでしょうか。 北村主幹 4 月 1 日以降受け付けるものになります。今既に結んでいるものに関しては影響がないです。地域計画内で目標地図に位置付けられていないものはこの制度が使えないという形になります。

審 議	古谷会長 他に何かございませんか。何もなければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 ご異議ないようですので、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	古谷会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	北村主幹 【報告事項[1] 地域計画（案）について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	北村主幹 農業振興地域整備計画の変更について 坂本次長 活動記録について
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第2回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 3時05分

	その真正なることを証して署名する。 議 長 5 番 6 番
--	---